

政審資料

1957年
6月15日発行

No. 2

一目 次一

経済の鍼医者.....1

△焦点△ I 核兵器保有と岸言明の波紋.....2

II 内外政治経済の分析メモ(六・一).....4

△解説△ I 中小企業団体の組織に関する法律案ならびに中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案について.....7

II 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律.....12

III 農業共済制度 改正に対する態度.....14

IV 電気設備の復旧に対する党の態度.....17

△研究△ I アジアの経済技術協力と日本の経済構造について

II 地方の politics、經濟分析の方法論について.....22

III 金錢物品の寄附募集の規制に関する法律要綱試案.....23

発行所

日本社会党政策審議会

東京都千代田区永田町衆議院内
電話 霞ヶ関(58)0131~9内線2222番

経済の歴史医者

昭和三十一年度の予算案を提出した時に政府は『一千億減税一千億施策』と景気のいいスローガンを打ち出した。減税と積極政策と明らかに矛盾した政策がどうして可能かとわれわれが追及すると、日本の経済が未曾有の好景気であるから一見矛盾に見えるこの政策も可能だと強弁した。政府の考えをそのまま強行すると必ず国際収支の赤字が出る、赤字が出た場合に政府はどうするのかと問いつめると、『国際収支はトントンの見込んだ』とあくまで言い張り、『かりに国際収支が一時的に赤字になつてもそれは心配するに当らない』と大見得をきつた。ところがどうだろう、それからわづか三ヶ月も経たない内に、経済情勢は全くわれわれの予言した通りになつて了つた。国際収支の赤字は予想をはるかに超え、年末十四億ドルあつた外貨は四月末には十一億六百万ドルに減り、五月末には十億ドル台を割つて九億八千万ドルになり、こげつき債権をさし引くと七億ドルそこそことなつた。

大見得をきつた政府のことであるから、この位のことは先刻計算に入れていたものと思いの外、にわかに狼狽して、それ金融の引きしめだ、輸入保証率の引き上げだ、外貨割当への強化だ、と誠に見苦しい限りの慌て方である。かつての政府の強がりに拘らず、経済情勢は実行予算の編成を余儀なくするほどに悪化して來た。かくも見事に政府が経済的見通しを誤り、従つて経済政策上の破綻を來した以上財政当局は勿論、岸内閣自体も潔くその責任をとるべきである。

それにしても迷惑なのは国民だ。積極政策だ均衡政策だ、生産の拡充だ金融の引きしめだと、僅に数ヶ月の間に温めたり冷したり、全く岸内閣にほん弄されているようになるのである。底の浅い日本の経済がこれでどうなるか想像にかたくない。日本の経済を建て直す唯一つの道は計画性をもつこと——計画経済より外にない。経済的歴医者よ退陣せよ。

焦点

I 核兵器保有と岸言明の波紋

今国会で論争の的となつたのは、何といつても核兵器問題である。すなわち、岸首相の「核兵器を保有しても憲法違反にはならない」との説明は、国会の内外はもちろん、世界各国に大きな反響を呼び、わが国の外交史上にも一大汚点を残した。ここに、核兵器保有に関する岸言明の波紋とその問題点等について焦点を合せてみよう。

一、核兵器保有に関する岸発言とその影響

さる五月七日の参院内閣委員会において、核兵器保有と憲法との関係についての政府の「統一見解」が不明確であるとして、わが党委員が鋭く追究した結果、岸首相は「核兵器がすべて憲法違反だとは思わない。また原子力潜水艦など原子力を用いた兵器でも自衛力の範囲ならかまわない」という極めて重要な発言を行つたのである。

このような政府最高責任者の態度は、直ちに内外に多くの誤解と不安な印象を与える結果となつた。

その経過をたどつてみると、米国防当局は本年一月廿三日「日本駐在の第一騎兵師団を引揚げ、代りに原子力部隊を派遣する」とほのめかし、さらにアイゼンハウワー大統領は同日の記者会見で米軍は戦術用の原子力兵器を基盤に編成されていると述べ、米当局が戦術原子兵器を現在では通常の兵器とみなしていることを示唆している。これに対してモスクワ放送はこの問題をとりあげ、プラウダは「危険な企み」と題する評論をかかげ、「これらの基地から攻撃を加えれば、それと同じ兵器で直ちに反撃する」と警告を発している。

わが党はこの問題で政府の方針を追求したところ、政府は、閣議で協議した上「そういう相談があつた場合は一切これを拒む」という根本方針をきめ、岸首相が国会でこれを説明したのである。

しかし、今やアメリカの軍備は、航空と戦略核兵器との結合を基幹としたニュールツク体制から、ロケットと戦術核兵器との結合を中心とする第二次ニュールツク戦略体制に移行しつつある

ことは見逃すことはできない。すなわち、米本土の要塞化を促進し、米本土から発進できるB52長距離戦略爆撃機隊を増強するとともに、大陸間誘導兵器(ICBM)の開発の急速化を企図していることは、来る七月一日から実施される一九五八年度軍事予算に明瞭にあらわれている。その特色と使命は、次の四点に集約することができるよう。

第一の使命＝報復爆撃の実施

第二の使命＝アメリカ本土の防衛

第三の使命＝周辺戦争に対処

第四の使命＝制海権の確保

陸軍は、戦術核兵器戦斗を建前とするペントミック師団に改変し、世界六ヶ所の重要な戦略地点（日本、沖縄、トルコ、イラン、アラスカ西歐洲）に原子砲、オネストジョン、原子誘導弾装備の『原子力支援司令部』を駐留させようと計画している。

海軍は、極めて多くの対潜水作戦艦艇をはじめ、フォレスター級超大型空母、ロケット発射原子力潜水艦等で編成され、さらに新型艦上攻撃機 AD III (小型原水爆積載可能、行動半径一五〇〇マイル) の活躍は、空母の機動力（一晩に六五〇カイリ）と相まって、海軍の重要性をますます高めている。

このような情勢の下にあって、日米共同防衛の形をとる日本の自衛隊が核兵器を持つたり、あるいは米軍が日本にこれを持込むことは、憲

法第九条に違反しないか、という形でわが党から持出された。これに対し法制局は「将来はいざ知らず、理在では違反だ」と答え、防衛庁は「原水爆はもとより、長距離、中距離の誘導兵器も攻撃的だから憲法違反である」といつて暗に近距離のものは別だ、というように、両者の間に食い違いを見せた。そこで岸首相が政府の統一的見解を明らかにせねばならなくなつて、去る五月七日の参院内閣委員会での答弁になつたわけである。

この結果、岸首相の「核兵器保有の宣言は」国内的には

1. 日米会談で核兵器の供与、持込みが話題の中心となることが確実となつた。
2. わが国における原水爆実験禁止の訴えが説得力を大きく減殺される。

一、憲法第九条の規定が一層有名無実化する。
などの批判的な反響を巻き起し、このため、
わが党は五月十七日内閣不信任案でこれを追及するとともに党声明を発表するなど、会期末の国会は大きな波乱をよび、一方院外でも学界がゲッチンゲン宣言に同調、核兵器に協力しない声明を出したことは注目に値する。

政府与党、とくに外務省では、このため最近の政府側の核兵器問題をめぐる急変転や矛盾に対する憂いの色を深めており、「自衛のためなら核兵器も持てる」との岸声明は、米英から非常な好感をもつて迎えられ、特にイギリスでは松下特使の実験禁止要請に困惑していた際だけに、実験実施について自信を取りもどし、松下氏の努力は水泡に帰した結果になつた。またアメリカもこの声明を岸首相が防衛努力を明示し日米会談を明るくしたものとして、核兵器の供与や在日米軍への持込みを示唆し始めた。

原水爆が人類にもたらす惨禍を如何にして防ぎ止めるか、という問題は現代の最重要問題であり、その惨禍を自ら体験したわれわれ日本人の発言は、この問題に関する限り世界中の注目的であり、その影響力は極めて大きい。それだけにこの問題の扱いは慎重でなければならぬ。政府は責任を痛感し、至急に内外の誤解を一掃するため、効果的な措置を講ずる義務がある。

一、核兵器反対の動向

① わが党「岸発言に反ばく声明」を発表
政策審議会、防衛関係調査特別委員会で検討した結果、五月十二日、次のような声明を発表した。

「声明」今や兵器の発展や戦略構想の転換などから採用されたアメリカの第二次ニュールック戦略は、アメリカ陸上駐留軍を日本から引揚げわが自衛隊をして、核兵器装備を実施させようと計画されつつある折柄、わが党は日本及び極東に起り得るべき悲劇を前にして、政府の核兵器導入予備行為に対し、国民と共に反対し、自衛権の拡大解釈による憲法無視に対し断固斗うことを声明する。

1. 政府は科学の進歩に藉口して核兵器導入を図ろうとしているが、われわれは核兵器こそはまさに超戦力というべきであり、明らかに憲法の精神ならびにその条章に違反するものと断定する。
2. 原子力基本法第二条は「わが国における原子力の開発ならびに利用は平和のために限る」と規定しており、原子力を戦力に利用するのは明らかに本条に違反する。
3. 核兵器の実験禁止は国民の強く要望するところあり、さきに政府は関係国に「実験禁止」を要請しておきながら、その政府自らが「実験許容」を前提とした核兵器採用は矛盾もはなはだしい。
4. 核兵器の使用はその大小や攻防の性質などの如何にかかわらず、全人類の絶滅に通ずる自殺的行為で自衛の手段とは認められない。
5. 日本国憲法は、国の固有の権利たる自衛権を認めていたが、わが党は自衛権の発動たる戦争は永久にこれを放棄したものと解釈する。

② 西独物理学者「ゲッチンゲン宣言」を発表
昨年秋以来、アデナウアー首相が唱えてきた西独軍備の「原子力化」構想は着々と進められ、米、英、ソが次々と放つ朱紫色の原子雲から不吉な放射能が世界に降りかかる時、これに強く反対する西独の指導的原子科学者十八名は、四月十二日、次のような「ゲッchinゲン宣言」（これら十八名の学者がゲッchinゲンのブルク研究所会員であるところからゲッchinゲン宣言と呼ばれる）を発表した。

一、西独国防軍の原子兵器装備計画はわれわ

れ核物理学者を不安に陥入れた。

二、戦術的原子兵器は広島に投下された原爆と同程度の威力をもち、これを小型というのとは水爆との比較においてそういうだけである。

三、原子力の破壊力はもはや限度がなく、水爆はルール地方くらいの地域を無人の野と化し放射能は全西独の人口を消滅できる。こうした脅威から国民を守る術はない。

四、東西双方の水爆に対する恐怖が平和の維持に役立つてゐることは否定しないが、このようないくつかの維持の方法は長期的に心もとない。

五、西独のような小国は自発的に一切の原子兵器の保有を断念することが最も安全であり、世界平和を促進させる道であると信じ、宣言の署名者はいかなる場合でも、どのような方法でも原子弹の生産、実験、使用に関与しない。

③ 日本物理学者が声明、「ゲツチングゲン宣言」を支持

さきに西独の物理学者が発表した「原子兵器の製造、実験、使用に絶対に参加しない」というゲツチングゲン宣言は世界的反響を呼んだが、湯川秀樹博士はじめ日本の物理学者二十五人は五月十四日「ゲツチングゲン宣言を全面的に支持する」という要旨次のような声明を発表した。

一、西独のみならず世界の指導的物理学者であるあなた方が、いかなる形においても原子弹の製造、実験、使用に絶対に参加しないといふ固い決意を宣言されたことは非常な感動を感じ得ない。

二、今日、原子弹を持つ大国は、実験即時

中止の声に耳を傾けようとせず、戦斗阻止手段という口実のもとで製造や実験を強行している。

三、原子兵器による軍備に狂奔する大国の政治家たちに対しても、いまこそ秋たちをはじめとする小国の物理学者が一致団結、決意を表明して彼等の迷夢を覚ませるべきだと考える。

四、われわれ日本の物理学者は、世界的な大気の汚染が相次ぐ実験によつて憂慮すべき状態にまで来ていることを警告してきた。原子兵器を持つ大国は実験による汚染の科学者調査資料を自由に交換することすら拒否している。

以上、主なる核兵器実験、使用に反対する動きについてふれてきたが、最後に恐るべき核兵器がもたらす救われざる悲劇の一端について述べよう。

アメリカの有名な科学者の算定したところによれば、核兵器を使用するいわゆる「原子戦争」が起つた場合、次のような結果をきたすのである。すなわち、放射能障害による原子病患者一人に対して実際に医者二人、看護婦三人、酸素ボンベ四十二本、ガーゼ四、四キロメートル乾燥血液十九リットル、生輸血二十二リットルリソゲル五十九リットルが必要であり、このため一人の患者を応急手当するだけで経費二百九十四ドル（十万六千円）が必要とされる。それのみか、これら患者は一生涯、悲惨な不具者として心身をむしばまれるのは何人も否定し得ない事実である。

II 内外政治経済の分析メモ (六・一)

一、世界経済—資本主義経済の好況は次第に頭打ちの傾向にあるが、今後の下降状況について明白な予測はついてない。

(1) 米国—工鉱業生産は長期的にみるとなおゆるい上昇傾向にある。但し、実質的には設備投資の増加率は鈍化する傾向になり、建築、耐久消費財への有効需要は下向きとなつており今年になつて在庫投資も少くなつた。鉄鋼操業率は五月初八九%に下つた。失業はほぼ横ばい、物価、賃金もやや上むきで、金融はい

ぜん逼迫している。来年になると、或いは再び好況となるのではないか、という説もある。

(2) 英国—国際収支の動向からみて基本的にはなお引き締め政策をとつてゐるが、その結果生産、投資、消費増加率が低下し、失業が増加したので、二月七日公定歩合を引き下げた。国鉄は五%の賃上げ妥結、造船機械労組等のスト攻勢が行なわれている。

(3) 西独—四年越しの好況下にあるが（失業者殆んどなし）経済成長率は鈍化はじめた。

そのため一月歩合引下げを行い、新らしい活気を期待している。

投融資、信用機関等を通じた景気の操作)が積極的に行われたこと。

(4) フランス—赤字財政、過剰投資のためにインフレ傾向、外貨準備も一九五五年末二一億ドルより五七年一月末一二億ドルに激減した。そこで物価封鎖令、公定歩合引上げ(四%)等に大童わである。国際通貨基金に援助を求めている。

(5) 東南アジア—インド、インドネシアなどで保有外貨が流出している。そのため、インドでは経済計画の手直しが行はれている。

(6) 以上東南アジアの事情といい、欧州共同市場の成立といい、国際市場競争は激化し、日本の輸出には不利な条件となろう。(それだけに東南アジアへの借款導入は重要な意味をもつ)

欧米工業生産指数 一九五三年＝一〇〇

一九五五年 1/4期	西欧	アメリカ
一一六	一〇〇	
一二三	一〇七	
一二二	一〇六	
一九五六年 期	一二六	一九九

二、世界資本主義経済の再検討の問題について

大戦後、中国東欧など社会主義圏の拡大、植民地諸国の大半の独立にともない、大戦後資本主義経済はなお一そう弱化して、恐慌がいつも訪れるように云われながら、いはゆる恐慌らしい恐慌が訪れなかつた。この点について、ソ共二〇回大会でも、日本のマルクス主義学者のなかにも、多くの自己反省が行はれているが、他方資本主義経済学者のなかでは、人民資本主義とか、新産業革命による永久繁栄等が唱はれている。そこで、最近の資料を一括すると、なぜ、好況が続いているかについて次のような結論が出るであろう。

(1) 戦後の復興需要とくに戦時中酷使した設備の更新が続いたこと、これに加へて、合成化学、電子工業等の新産業新技術の設備投資によつて、有効需要が起つた。

(2) 戦後の労働運動の発展強化にともなう有効需要の増加、日本では農地改革による購買力上昇もその一因。

(3) 後進国の独立と工業化も、主として生産財その他に対する有効需要増の一因。

(4) 独占資本の国家統制(減税、補給金、財政

(1) アイクの年頭教書で、米の国防は全世界に原子機動部隊と支援司令部の基地をもうけるという新戦略体制を明らかにした。つづいて英国はバーミューダ島会談ののち、国防白書で同じく原水爆新戦略構想を明らかにした。そして、大国での発言力を強めるために、クリスマス島の抜打ち実験を強打した。西独ではアデナウアー首相が原水爆は大砲の延長といふ暴言を吐いて、西独国防軍の核兵器保有を明らかにした。

(2) 中近東に対して、米国は一月きわめて積極的に露骨な介入方針を発表して、その後、ヨルダンの反動政変を起した。これは、ソ連に対抗するという名目で、実は旧英仏資本に対してとつてかわつて、中近東を新らしい植民地支配におこうという考え方の現われと一般に判断されている。一説では、近い将来、これが再び局地紛糾の発火点となろうとみているものもある。

(3) ソ連は、米、英、西独、日本の原水爆体制に対して、同じ兵器で報復するという声明をくりかえし発表している。しかし他方では、米国の軍縮のための前提としている国境地帯査察案に対し、ソ連は譲歩したので、軍縮問題で新らしい発展が期待される。

中ソと東欧諸国は、自らの政治経済体制の整備強化に、努力の重点をおいている。ネシヤの政府英國労働党、西独、日本、米国等の科学者など、原水爆実験中止の要求は全世

界的なものとなつてゐる。なかでも西独ゲッ

チンゲン宣言は今秋西独の選挙に少なからぬ影響を与へるであろう。米国々会では軍事費二五億ドル削減の動きが強くなつた。

(5) 社会党の中国訪問使節団がもたらした外交上、貿易上その他の成果は大きなものがあつた。これで、中国の彈力性ある対外政策が明らかにされた。とくにまだ前途多難ではあるが国共合作の前途について、明るい希望がよせられる。以上のうち一つか二つの条件が変る。たとへば、西独で社民党が勝つなどすれば、世界はさらに大きく平和の方向へ前進するであろう。

(6) こうしたとき、台湾で反米暴動が起り、日本には相馬カ原事件あり、さらにこれらに対してフリリツピングの各新聞紙まで、反米同情の感情をあらわにしている。これらは、とくに親米的な各国であるだけに重要である。

四、日本の経済——神武以来の好況はいまや崩れつつある

(1) 二年越しの好況で、独占資本の利潤は巨額にのぼつた。(日銀調査資料による)、全国六百社の利益上昇率は、三〇年度上半期には前年比一四・七%増、三一年度上半期には二八%増、純益率は五〇%以上にのぼつていける。これらの設備投資増加により、三〇年一年度生産性向上は八%上昇、これに対しても、平均賃金はわずか三%の上昇にすぎなかつた。この好況は、主として世界的な好況の余波によるものであつたが、景気の進行につれて、内需中心の好況に移つてきた。

(2) その間、独占資本は対内的にも対外的にも強化され、対米従属の基本線は変りなく、自らの国内支配のためにアメリカとの同盟を利用している。にしても、漸次自立化の方向をとりつつある。(たとへば、世銀借款について日本側から条件をつけることなど) 岸体制はこれら帝国主義的自立化への政治的表現である。

(3) しかし、この好況も、本年に入つてからは内需中心の投資景氣輸入激増がわざわいして五月には、国際收支の悪化(外貨保有の危機)は顕著になり、そのため、公定歩合の引下げ(計三厘) 株価下落等の引きしめ政策が

とられるに到つた。

外貨は、昨秋十四億ドルと云はれていたが、この四月末で、十一億ドル、そのうち、インドネシア、韓国等へのこげつき二億七千万ドル、これにユーランス約三一四億ドルを差引くと実質、四・五億ドル台となつて保有必要量とみられる七億ドル台をすでに大きく割っている。不作になつて食糧の輸入が増加した場合には、外貨事情は危機的なものとなる。

(4) 他方輸出の見込みは三一年度二十八億ドル(前年比一三%増)であるが、最近の世界景氣の下向きからみて、輸出ののびはこれがせいぜいと見られている。(これに対して輸入外貨予算は貿易外支払いをふくめて上半期だけで計二十六億ドルにのぼつてゐる。政府は物価上昇を防ぐために、上半期このように大巾の輸入予算をくんだのである、では下半期外貨予算を大巾に削れるかどうか、現在の輸入在庫量は通産、経審調査では約二億ドル、下村氏調査で五億八千万ドルで、通産省調でみると大巾に削れるまでは在庫量はない」とみてよい。そこで直接に輸入抑制をやれば、関連物価上昇は必至である。

(5) 金融引きしめは、今後も政府保有公社債の売オペレーシヨン、ユーランスの短縮、輸入金融の引きしめ、或いは実行予算の一割削減等、強化せざるを得なくなるであろう。その結果、市中銀行の選別融資による中小企業金融の逼迫、金づまりはさらに悪化していくであろう。これは年末には大きな問題となる。

(6) 反対に、大企業は強化されているので、自己資金力(または調達力)は充実しており、系列企業への負担転嫁の可能性といったデフレ対拡能力は、かつて二八年当時のデフレ時代よりもはるかに強化されているし、また造船、機械などは四年先きの受注もしているので、引きしめ政策による波動の現われ方は不均衡である。

(7) しかし一部の産業、たとえば、スフ綿、電機器具などは昨秋から値下げ競争にあり、スフ綿は三月操短が行われ、セメント、肥料、自動車産業なども内外市場に限界を感じはじめて、今のうちに設備近代化(生産性向上)に力

解説

I 中小企業団体の組織に関する法律案ならびに 中小企業等協同組合法の一部を改正する法律 案について

一、はしがき

戦後の経済復興過程において、保守党政府は一貫して独占資本の復活、再編成のための積極的な保護助成策をとつてきた。戦争によつて大きな海外市場が失われたために、勢い狭隘な国内市場において競争が行わることになるが、こうした独占企業のまえに中小企業は対抗する手段を何一つもあわせていない。したがつて中小企業はいくたびかの経済変動のなかで、景

気が悪くなればつぎつぎに倒産し、景気がよく

なればわざかに独占企業の利潤のおこぼれにならざるといつた泡沫のような存在でしかなかつた。中小企業が經營の安泰を維持しようとする

には独占企業に緊密に結びつき、その系列にく

ぐりこむことによつてはじめて可能である。こ

の系列から除外された中小企業は残された狭い

市場の中で相互に激しい競争を展開しなければ

ならない。しかもこうした中小企業がわが国の

をそそぐものと、同時に、他方では、造船、機械部門でも慎重政策に転じはじめた二つの型がある。

(8) 以上の市場の見透し弱小くみを背景に、対

中国禁輸リストの緩和（英國はすでに事実の

廃止を要求）が現実に交渉されており、中国

見本市の開催（秋に名古屋、広島、福岡等）

が行はれる、また第四次協定も結ばれようと

しているので、対中国アジア貿易の問題はき

わめて重要な問題となる。

四、日本の政治——政局は緊迫して、総選挙は今

秋又は明春

岸首相の東南ア諸国訪問、訪米によつて次

のようなことが予想される。

(1) 日本側から対中国禁輸かん和の要求が出

される。（但しすでに英國代表がチンコム

解体を要求しているので、これに便乗する

ことにしかすぎないが）これは、以上のべ

たような事情もあつて、相当緩和される。

(2) 東南ア諸国訪問の結果は、岸首相は逆に

原水爆反対のひもをつけられ、技術文化交

流の共同声明は行つたが、アメリカの資本

日本の技術でアジアの開発という橋渡しい

わゆるひもつけ役は、反撥され警戒された

らしく、実効が挙らなかつたと云はれる。

(3) したがつて、アメリカからは安保条約の

双務条約への改訂（憲法改正）と原水爆の日本への持ちこみ、基地化をおしつけられるが、岸首相は東南ア諸国や日本国民への手前、これら矛盾のなかで身動きができないのではないか、（そして、会談の結果密約となろう）と見られる。

(2) 憲法改正をひきうけることは、国内反動体制の強化をひきうけたことを意味する。

(3) 以上を代償にインパクトローンそのほかの資金援助をもらうことになる。

(2) 帰国後、内閣改造を行い岸体制の強化を行う。岸体制とは、賀屋前蔵相、河野前農相らの入閣、対外的には、春斗における教組弾圧、官公労不當処分等の労農離間の挑撥とマスコミ、教科書検定強化、（反動的文教政策）青年団、婦人団等への反動的なテコ入れなどの反動政策の継続強化である。当然政局は緊迫する。

内閣改造岸体制強化後、自民党は全国遊説に入り、これに對して社党の準備がととのはず経済事情の悪化（来年度予算編成は悪い条件下にある）が目立たないうちに十月頃解散総選挙、または来春総選挙の公算、きわめて大である。

(以下、国民各層の分析社党の体制等については、目下分析中。広沢)

事業所総数の九九・九%をしめ、中小企業に働く労働者は総雇用量の八三・九%をしめているのである。またそこで生産されるものは総生産量の五六・一%である。わが国経済のなかで中小企業のしめる地位はこのように極めて重要なものであり、したがつて中小企業のなかで発生する混乱は単に経済的な問題だけにとどまらず社会的な問題にまで発展することになる。現在のわが国の産業構造のなかでは、中小企業はたえずその生存が独占企業による上からの圧迫と相互間における横からの過度競争によつて脅威にさらされている。この不安定な地位を安定したものにし、企業の近代化をはかりつつ健全な発展をとげるためには、中小企業が相互に組織化されることが残された大きな道である。こうしたわが国経済の一般的情勢のまえに中小企業者がようやく自らの組織化の必要を自覚しはじめてきた。従来の中小企業等協同組合法や中小企業安定法はこの現実の要請に応えることはできず、ここに新たに中小企業の組織化のための立法が痛感されるにいたつたのである。

二、組織化のための三案

(1) 社会党案

現在おかれている産業構造のなかではただ一片の組織法を制定することは危険である。それは却つて組織内にボス支配を許し、また官僚統制の道具ともなる。あるいは独占企業による上からの系列化の目的に逆用され、強権によつて零細業者が整理されるおそれがある。このような基本的な考慮のうえに、社会党は三十二年の一月大会において総合的な連の中小企業政策を決定したのである。すなわち中小企業の近代化、合理化のための積極的な財政上の補助対策、あるいは税制、金融面での保護助成策、その他大企業による不当独占の排除、市場の拡大対策等と相俟つて中小企業の組織化が推進されなければならぬ。こうしてはじめて組織化が中小企業者自らの手によつて自主的に推進され、また組織の民主的な運営が確保され、あわせて中小企業の合理的な経営、近代化への脱皮が可能となり近代的な大企業経営と併存しうる経営的基盤を確立しうるのである。

そうした意味において社会党の組織法案を

貫く基本的な考え方は自主的にして民主的な協同化にあるといえる。この原則のうえにたつて中小企業者に団体交渉権を与え、その組織の強化をはかつてゐるのである。したがつて政府権力の介入を極力さけ、団体交渉の最終的解決も、民主的に構成された第三者の機関によつて調停ならびに裁定せしめる方式をとつてゐるのである。員外者に対する規制命令、加入命令による権力発動は全く考えていない。一方零細な経営に対する別途組織として勤労事業協同組合、中小企業者の共済事業として火災共済協同組合を新たに設置せしめることとし、複雑な中小企業経営を一律の組織に画一的にはめこむことを否定している。

しかもなお組織法案が単独に施行されることは幾多の危険があるとし、同時に中小企業の産業分野の確保に関する法律案、商業調整法案を組織法案と三位一体、密接不可分のものとして一括国会に提出したのである。すなわち、いかに中小企業の組織化をはからうとも、中小企業のよつてたつ經濟的基盤が大企業の進出によつて狭小化される場合には、相互間の過度競争は排除しえず、經濟の実状にそぐわない組織は何らの実効をもあげえないであろうと考えられたからである。そこで二法律案によつて工業商業等あらゆる分野において、中小企業の分野へ不当に大企業が進出し、中小企業の存立を脅やかすことのないように規制を加えることとしたのである。

(2) 中政連案

日本中小企業政治連盟（總裁鮎川氏）は協同組合中央会の発足をまえに政治結社として結成され、鮎川氏の政治的な基盤となつてゐる。中政連はさきにのべた一般的な經濟情勢をいち早く察知し、中小企業を自己の政治的目的達成のための組織的基盤たらしめようと企図した。そこで最も素朴なかたちで中小企業の團結を呼びかけ、本国会に中小企業団体法案を成立せしめることを唯一の目標として全国的な運動を開始した。しかしその実は中小企業の首をしめあげるような強力な統制団体の組織を企図しており、わが社会党案との対決によつて当初案は大衆の批判のまえに葬り去られてしまつた。

すなわちその主な内容は、(1)全産業部門において不況の事態があると否とをとわずいつでも、価格調整、生産制限等強力な統制機能をもつ同業組合を設立することができる。(2)同業者の三分の二のものが同業組合に参加すれば、あとの三分の一のものは、自らの意志がどうであろうと自動的に組合に入つたものと見做されてしまう。(3)組合の諸規定に従わないものはあらゆる制約を加えられ、存立の基盤を剥奪されてしまう。(4)こうした同業組合は各都道府県で一本の連合会に結集されその統制に服する。(5)さらに府県連合会は全国一本の総連合会に結集され、その会長は全国中小企業者の生殺与奪の権を一手に掌握する、という戦時中旧満洲で行われた、あるいはヒットラー、ナチスの統制経済をほうふつさせるものであつた。しかしこの当初の意図が達成不可能となるや、中政連のめんつにかけて、いかなる修正が加えられようとも誰が提案するにせよ中小企業団体法案をともかく本国会で通過させようとの態度に変つたのである。

(3) 政府案

政府は、はじめ中小企業等組織法案なるものを用意し、不況要件等種々の要件をふしたのちはじめて主務大臣が調整行為に関し員外者に対し組合に加入すべき命令をだすことができるとして慎重な考慮のうえに強制加入を認めた。これに対し内閣法制局にも異論があり、公正取引委員会は真向から反対した。自民党は離反しつつある中小企業者を自らの勢力内に確保せんとする党の組織対策から中政連と緊密な連携をはかつていて。そこで政府案を国会提出前に自民党内で修正を加えた。その主な点は、(1)名称を中小企業団体法とする。(2)規制命令を加えるまえに(強制)加入命令をだすことにして統制機能をつよめる。

(3)その代りに加入命令をだす場合には同業者の三分の二でなく、四分の三が組合に入つていよいよ若干要件を強める、(4)大企業に対する团体交渉については、相手方たる大企業は誠意をもつて応すればよいように骨抜きにする。(5)团体交渉の中心は生協、購買会として農協等は除外する——これによつて中小企業者と労働者を対立させ、中小企業者と農民

三、衆議院の審議経過

四月十六日より衆議院商工委員会で審議が始つたが、中央、地方の二日間の公聴会をのぞき、実質審議はわずかに五日間行われたのみであった。かかる重要な法案をこのような短時間の審議で終えようとする自民党の横暴は誠に遺憾であった。

四月二十七日、自民党の多数によつて一方的に審議が打ちきられ、修正の話合いに応じない限り三十日には衆議院をあげ、参議院に送付する強硬な態度をもつてのぞんできた。三十日には衆議院を通過すれば、参議院で本会期中に原案のまま成立することは疑う余地がない。そこでできる限り審議を引のばし、かつはわが党の主張を明白に訴えていくためにも、この際自民党との話し合いに応じ、三十日衆議院通過をあくまで阻止すべきであるとの態度を決定し、三十日より五月七日まで、連休を返上して両党代表の小委員の間で連日、修正の交渉を行つたのである。

交渉の前半において自民党側は一応わが党の主張たる零細業者のための協同組織、共済事業としての火災共済協同組合の設置に異論をとねず、十数項目に亘る組織法案と团体法案との相違点は結局、(1)強制加入をみとめるかどうか、(2)团体交渉の対象から生協、購買会を除くかどうか、(3)法案の名称を変更するかどうか、の三點にしほられた。この問題が解決されなければ

を自民党側にひきつけようとするわけである。こうした自民党の謀略は他の面でもみられる。すなわち同じく政府は、社会党案にならつて中小企業振興助成法案を用意し、大企業の進出から中小企業の産業分野を確保すること官公需を中小企業のために確保すること等を規定し、組織法案と一体となるものとして宣伝していた。しかしこれまで本来大企業代表たる自民党の反対にあい、遂に国会に提出されなくなつた。政府対自民党、自民党内の紛糾から中小企業団体法案の提出はのびのびとなり、四月五日になつてようやく国会に提出された。社会党はすでに一ヶ月半も前、二月十四日に国会に提出していたが、自民党の多数によつて一方的に本会議上程が阻止され、四月五日、同時に本会議上程されることとなつた。

交渉は一步も前進せず、打ちきられることは必至であつた。そこで五月三日夜党の最高幹部を交えて緊急会議を開き、(1)強制加入は絶対に認めない。(2)生協、購買会は団体交渉の相手方から除く。(3)法案の名称は変更すべし、の方針を決定し、もし自民党がこれに応じなければ、わが党は商工委員長をもつ参議院の段階で、徹底的に斗い、法案を審議未了に追込むこととした。

再三の交渉結果自民党は、(2)生協、購買会の件は諒承する、(3)名称は中小企業団体の組織に関する法律とする、ことを提案したが、(1)の強制加入はあくまで固執し、最後に強制加入に関し妥協案を提示してきた。それは(1)加入命令は一応だすことができる。(2)しかし命令をうけた中小企業者が組合に加入することに困難がある場合は、行政庁にその認証をもとめることができ、(3)いずれにしても調整規程に従わない場合は手数料、過怠金は賦課される、というものであつた。これは自民党のなした強制加入に対する最大な譲歩であつた。問題は困難の事実を一体誰が認定するのであるか、大臣が命令をだして、大臣がその事実を認定するのであれば認証は凡そ無意味なことである。そこでこの緊急事態に対し再度党最高幹部の会議を開き、ここであくまで修正に反対して政府原案のまま通对すれば政府原案がそのまま参議院に送付されか少しでも政府原案を緩和した姿で通すか種々論議がかわされた。その結果ここで修正に反対したことになり、しかも参議院では今まで衆議院でなしたような修正の成果を期待することはほとんどぞみえない。むしろ原案のまま会期中に成立するという最悪の事態が発生する公算が極めて大であるという結論に到達した。そこで自民党側の示した困難云々を支障があるものと修正することによって、その言葉のもつ意味を拡大することで妥結するに意見の一致をみた勿論この場合大臣が命令をだしてもその認証は都道府県知事が行うということがあとの条項で整備されているのを認めたからである。こうして五月四日両党小委員の間で一応最終的に妥結した。そしてそれぞれ党の正式機関に対し責任をもつて納得せしめるのを諒承しあつた。ところが翌々日の六日、自民党内の主として保険

業界を代表する財政部会を中心となつて、火災共済協同組合の問題について異論がで、再びこの問題をめぐつて両党間で交渉がもたれたが、技術的な問題は一応ゆずつて大筋は自民党委員に責任をもたせて、ようやく五月七日、最終的に修正案が妥結し、同日の本会議を通過せしめることとなつた。(参議院段階については後述)

四、両法案の内容

(1) 中小企業団体の組織に関する法律

従来の中小企業安定法にもとづく調整組合を廃止し、本法案にいう商工組合を新たに設置し主として調整事業を行うものとする。商工組合は協同事業をも併せ行うが、中小企業等協同組合は存続し、同法にもとづく従来の各種組合は継続して存在するわけである。

したがつて本法案にもとづき直接設立せられるのは商工組合である。

商工組合は組合員たる資格を有するもの二分の一以上が組合員となればどの業種についても設立することができる。しかしこの場合さらに一定の要件が必要である。すなわち一般に不況要件といわれるものであつて、中小企業者の競争が正常の程度をこえて行われているため、その取引が円滑に行われず、相当部分の經營が著しく不安定となつてゐるか、そのおそれがある場合に限られているわけである。中小企業安定法にいう不況要件よりは若干緩和されはいるが一定の不況の事態を予測するものであり、中政連案のようについついかなる場合でも設立できるものではない。さらにまた価格の制限、生産数量の制限等に関する調整規程、その調整規程を員外者にも適用するための員外者との組合協約を夫々設定する場合も、前述の不況要件を満たしていること、一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと等の要件にあつていなければ、大臣はこれを認可すべきでないことになつてゐる。

したがつて一般にかかる要件を充足しがたい小売部門あるいは商店街は事实上商工組合の設立が困難であろう。

強制加入命令、規制命令、団体交渉の相手方等についてはほぼ審議経過のところでのべたとおりである。

(2) 中小企業等協同組合法の一部改正法案

ここでわが党年末の主張である零細業者のための事業協同小組合、中小企業者の共済事業としての火災共済協同組合の二種の組合を新たに設立せしめることとしたのである。

(1) 事業協同小組合

従来の事業協同組合は従業員三百人以下の企業をすべて同一に取扱い、一つの組合に包含していたために組合の運営は実質上、中規模以上の企業によつて支配され、零細な経営者は組合参加による直接の恩典に浴しうる機会は殆んど皆無であつた。そこでもつとも困難な状態にある中小企業者は実はこの零細經營者であるとの立場から、新たに工業等では従業員五人以下、商業又はサービス業では二人以下という経営からなる事業協同小組合を設立することができるようになつたわけである。そしてとくに政府に対し、この小組合の組合員に対し税制上、金融上特別の措置を講ずる法律上の義務を負わしめているのである。

小組合は一般の事業協同組合同様取引関係のある事業者に対して（小規模のものは除外）取引条件につき団体交渉を行うことがで、不調のときは行政庁がそのあつせん、調停を行うこととしている。この組織を発展強化していくことこそ、真に存立をおびやかされ、経営ならびに生活の困難に苦悩する零細業者の利益をまもることになる。当面中小企業の組織化はこの段階でもつともよく推進されなければならない。

(2) 火災共済協同組合

営利事業たる保険業者の不当な搾取から中小企業者をまもるため、中小企業者の共済事業として、火災共済協同組合を新たに設立できることとした。これは大保険業界を背景とする自民党に対し、わが党年末の主張をのませた最も大きな成果の一つである。同組合の地区は都道府県とし、その地区内に一つとし他に同一業種の事業者間で行うものは全国を一地区として、夫々の業種ごとに一つだけ設立することができる。連合会は全国で一つであり、これら両種の組合をもつて組織される。

出資の総額は組合は二百万円以上、同連合

会は五百万円以上でなければならぬ。

共済金額は共済契約者一人につきその総額が百五十万円以下であること、ただし従来それをこえて行つてゐるところは例外的にみとめることとしている。一般に共済金額の総額は、出資総額、準備金、積立金及び地方公共団体又は金融機関が組合のために支払を保証した金額の合計の十分の一・五を限度とする。

募集には一定の制限がある。すなわち組合員以外のものに對し手数料を払う等の方法によつて募集を行うことを禁じてゐる。これはあくまで組合員自身の共済事業だからである。

所轄行政庁は通産大臣又は大蔵大臣であるが、都道府県を地区とする組合にあつては知事に設立の認可その他の権限を委任するものとしている。これによつて営利事業たる保険業界をバツクとする大蔵省の不当な干渉を排除せんとするわけである。

もちろん組合の行う異常危険準備金の積立額に對しては法人税法の施行規則によつて損金に算入することになつてゐる。

本組合はここに法的根拠をえてこんご飛躍的な発展の基礎を確立することができた。

五、参議院の審議経過

参議院に送付されたのは五月七日、すでに参議院商工委員会は十数件の先議すべき諸法案をかかえていた。したがつてこのよだな重要法案をこの期間内に審議することは当初からほとんど不可能なことであつた。しかも強制加入を含む主要な条項についてわが党参議院は独自の立場で慎重に審議しこれを是正することが要請されてゐたので、衆議院での共同修正のままこれを通過せしめることにも大きな異論があつた。十八日まで参議院商工委員会は本法案について公聴会をもつただけで、審議はただの一時間も行つていない状態であつた。この情勢で参議院通過を強行するならば、参議院の存在の意味はなく、二院制自体を否認する結果となるわけである。

さらに本法案の及ぼす影響の甚大なるを考えても、いまだ中小企業者の末端にまで、本法案の本質的な理解が行われていない段階でこれを

無理に成立せしめる理由が薄弱である。商工組合は不況要件のもとに設立するものであるから現在の経済情勢のもとではその緊急性にも欠如している。

このような観点からわが党参議院は参議院の良識を重んじ、二院制の意義を強調して、これを継続審議に付すべきことを主張し、結局党もこれを諒承した。

六、こんごの問題

中小企業団体の組織に関する法律案は、衆議院ではわが党の必死の努力によつて当初原案を大巾に修正し、その統制力をかなり緩和したかたちで通過したが、わが党がこの法律案に対し本質的に不満の意をもつてゐることはいうまでもない。すなわち同法案がわが党の基本的な考え方である自主的にしてかつ民主的な協同化の精神に反するものであり、政府の権力の介

入を立前とするからである。したがつて上からの組織化の促進は、中小企業者の自主的な動きをまたず、その民主的な運営を阻害しやすい。すなわち官僚統制、組合ボスの横行は当面最も警戒しなければならないことである。こうした諸欠陥は同時に特定の政治上の目的をもつ勢力に利用され支配される危険が甚だ大きいのであり、法は一応、「組合は特定の政党のために利用してはならない」と規定しているが、その運用は保守政権の手にゆだねられているのである。かつた法案成立にいたる経緯を逆上つて考えればなおさらのことである。

したがつて、こんどは本法案の本質的な理解この法案の提出された政治的、経済的意義の理解を中小企業者とともに零細業者、ならびに一般労働大衆に徹底せしめるよう全党あげて努力を傾注しなければならない。

II 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律

一、経過

さる廿四国会において自民党は本法案を国会に提出した。その主たるねらいは理髪、ペーマ、クリーニング、浴場等の業種の過度競争を制限し、料金を一律におさえ、これら業者の経営の安定をはかるうというものであつた。しかし他方この目的を達成するために業者を組合に強制的に加入せしめて組合の決定に服従せしめるという強力な統制機能を準備していた。これでは憲法の規定する営業の自由は否定せられ、零細な業者ならばにそれを利用する一般消費者の利益が一方的に無視され、ふみにじられることがある。そこでわが党はこうした行きすぎを是正するため、従来の中小企業安定法の対象業種のわくをひろげ、これらの環境衛生に関係ある業種を加えることとしたのである。すなわち過度競争のため衛生措置が行われずさらに経営の存立そのものが脅かされるような事態に陥つた場合、しかも不當に特定業者を圧迫しない、利害者又は消費者の公正な利益をそこなわない場合に限つて、はじめて業者の行為に一定の制限を加えてもやむをえないとの態度を明らかにし

た。

その後、自民党は本法案を廿六国会まで継続審議してきたのであるが、その間わが党は中小企業に関する抜本的な政策を樹立し、その一環として中小企業組織法案を作成した。これは従来の中小企業安定法その他の中小企業の組織に関する諸法律に代り、新らしく一本に集約したものであり、その基本的な考え方も権力の介入を否定し、民主的、自主的な組織の確立をはかるうとするものである。環境衛生に關係ある業種もこの法案にくみ入れることとなつたので、この国会では中小企業安定法の一部改正ではなく中小企業組織法案としてその成立を期すこととなつた。

衆議院において中小企業組織法案は商工委員会に附託され、環衛法案は社労委員会にかかつっていた。組織法案が自民党的妨害につて審議されないうちに、社労委員会で自民党は環衛法案の成立を強行せんとした。原案がそのまま衆議院を通過することになれば、審議期間の関係から参議院でこれを阻止することは困難であるとの判断から、衆議院の段階で、本法案を修正

せしめるに決した。そして当初の強力な統制機能を緩和し、わが黨の主張に近づけ社会、自民共同提案として修正案を成立せしめたわけである。

参議院においては、主として利用者又は消費者の立場からさらに料金等の制限に関する大臣の命令条項を削除すること、五大都市の特例をみとめること、対象業種から食肉、氷雪販売業をのぞくこと等の修正を獲得した。

しかし会期末の混乱から自民党は本法案をカケ引の具に利用し、参議院での折角の共同修正を、さらに衆議院で否決し、当初の衆議院における共同提案を成立せしめることとなつた。

二、主な内容

(1) 同業組合はどうにして設立されるか

(ア) 対象となる業種

飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業、氷

雪販売業、理容業(リハツ)、美容業(ペー

マ)、興行場営業(映画、演劇、演芸)、旅館

業、浴場業、クリーニング業の十業種に限

つて本法にもとづく同業組合を設立するこ

とができる。

(イ) 組合は二十人以上のものが発起人となり

業者の三分の二以上が参加して設立され

る。

(ハ) 組合の地区は都道府県の区域とし、地区

に一箇とする。

(ニ) 組合への加入又は脱退は自由とし、一人

一票の議決権、選挙権をもつ。

(ホ) 同業組合連合会は同一業種について夫々

全国を通じて一箇とし、連合会が成立すれば、各地区のその業種の組合は自動的にそ

の会員となる。

(2) 同業組合の行う事業内容

(ア) 料金販売価格の制限、営業方法の制限、

営業施設の配置基準の設定、衛生施設、經

營の指導、食品等の規格検査、共同施設、組合員への資金の斡旋、技術者養成施設

組合員の共済事業を行う。

(イ) 組合は組合員に対し定款の定めるところ

により経費を賦課し、使用料手数料を徴収し、また適正化規程に違反した組合員に過

怠金を課すことができる。

適正化規程について

(3)

適正化規程とは料金・販売価格の制限及び営業方法の制限の内容とその実施に関する定である。

(イ) 適正化規程の設定、変更、廃止は組合の総会の決議による。

(ロ) 適正化規程の設定、変更にあたつては厚生大臣の認可を受けなければならない。

(ハ) 厚生大臣は右の認可する場合環境衛生適正化審議会に諮問しなければならない。

(ニ) 厚生大臣はつきの場合には適正化規程の認可をしてはならない。

(ホ) 過度競争のため組合員が適正な衛生措置を講ずることができないという事態をなくすため必要な最少限度の範囲を逸脱している場合

○ 不当に特定の組合員を差別的に取りあつかう場合

○ 利用者や消費者の利益を不当に害する場合

(ア) 認可したものについても、厚生大臣は前項の理由が発生すれば、変更命令認可の取消を行わねばならない。

(イ) 公正取引委員会は認可又は変更命令にあたつて厚生大臣と単に協議を行うにとどまり、厚生大臣の権限を直接拘束できない。

(ロ) ただし(ア)の項に該当するに至つたと認められる場合厚生大臣に変更命令又は取消の処分を請求でき、請求して一ヶ月へてもその処分が行われない場合は、独禁法を適用することができる。

(4) 組合員及び組員以外のものに対する服従命令について

(ア) 厚生大臣は員外者の活動によつて営業に支障をきたす場合、あるいは組合の自主的活動だけでは健全な經營が保たれない場合

適正化規程にもとづいて料金・販売価格又は営業方法の制限を定め、これに従うべき命令をだすことができる。これに従わない

ものには十万円以下の罰金に処する。

(イ) 命令を出す場合には、公正取引委員会とただ協議するだけでよく拘束されない。

(ハ) 都道府県知事は厚生大臣の権限の委任をうけて服従命令をだすことができる。

(5) 立入検査

厚生大臣はこの法律による権限を実施するため必要な場合、立入検査を行うことができる。これを拒否又は妨害するならば一万円以下の罰金に処せられる。

(6) 利用者又は消費者はいつでも適正化規程、適用者又は消費者の意見具申

正化規準（連合会のきめるもの）、服従命令等について、厚生大臣、知事、環境衛正化審議会（中央又は都道府県）に対し意見をのべることができる。

(7) この法律は公布の日から三ヶ月以内に施行される。

III 農業共済制度改正に対する態度

基本方針

現行農業共済制度は、多くの欠陥を有し、根本的改正の必要に迫られている。とくに最近農民の間に、本制度に対する不信の声が高まっているが、その理由とする主なる点は、(1) 損害評価が公正でなく、連合会および国の査定によつて不當に圧縮されがちである。

(2) 災害の程度に比して支払われる共済金額が少く災害補償の効果が少い。

(3) 共済掛金の決定が合理的でなく且つ全体としてかなり過重である。

(4) 機構が複雑なため組合幹部や役人が手心を加える余地が多く監査の不行届から、不正行為が続出している。

(5) 低被害区域の組合員は掛け金の掛け捨てとなり、本制度によつて何等の恩恵もあたえられない。

したがつて制度の改正はこれら農民の批判にこたえ、農民の全面的な協力をえて円滑に農家相互の共済と災害補償の目的を達成しうるごとき内容のものでなければならぬ、とくに日本における農業経営の実体と、農業灾害の本質に鑑み、農家の相互間の共済による災害補償には自ら限度があり、一定割合をこえる災害補償は国家が直接かつ全面的にこれを引受けすることが至当であつて、われらは現行農業共済制度をなるべく早く農業灾害の国家補償に移行せしめることを主張し、今後その見地に立つて、現行共済制度の限の根本的改正を行わんとするものである。改正の骨子となるべき事項は次の諸点である。

(一)

農業災害補償法の改正の内容

第二十六回国会で成立した農業災害補償法の改正内容の主なる点は次の通りである。

一、引受の合理化

今までの引受単位の一筆反建制をあらためて一筆石建制とし、石当り共済金額はその価格の七割、五割、三割、二割の四種類とする。

米の場合共済金額の種類は石当り価格一萬円として七千円、五千円、二千円となる。

二、共済掛金の料率

1、災害の程度に応じて都道府県内の危険階級を從来十二階級にわけていたのを十

八階級とし、危険階級区域はいままでの市町村一本の方式をあらため、いくつかの共済区域にわける。

2、共済掛金の国庫負担割合は、現行では

超異常災害の部分は全額、異常災害の部分は二分の一、通常災害の部分は、最近において最も低い地方（都道府県—現在は鳥取県）の標準掛金率にあたる部分については三分の一、それをこえる部分については二分の一であるが、これを通常災害の部分についても二分の一を国が負担する（これによつて国庫負担割合は六〇%から六四%となり、国の掛金は約四億七千万円を増加する）

3、料率の改訂期間五年を当分の間三年に短縮する。

三、損害の評価

市町村共済組合の損害評価委員は従来は定款上の機関にすぎなかつたが、これを必要的な諮問機関として法制化し、農林大臣のきめる準則にしたがつて評価せしめ

る。

連合会は組合間の調整をはかるため従来見廻り調査によつたが、こんどは組合毎に抜取り実測を行うこととする。

農林省は従来水稻については郡別に連合会の評価を審査したが、これを都道府県の段階にとどめる。

連合会と組合との評価がくいちがつた場合は一律削減とし、組合が最初認めた災害にたいしては若干削減されが全筆が共済金の支払をうけるようにする。

四、零細農家に対する特別措置

米または麦の耕作面積がそれぞれ内地二反、北海道五反未満、蚕繭の掃立卵量が春蚕、夏秋蚕それぞれ十五グラム未満の者は強制加入とせず任意加入を認める。

米または麦の耕作面積が内地一反、北海道三反未満または蚕繭の掃立卵量が五グラム未満の者はその分だけの共済関係の消滅をみとめる。

五、事業の市町村移譲

共済事業の規模が一定基準以下であるかその他特別の事由のある組合は、市町村と

協議して、市町村にたいしその事業を行うことを申出することができる。申出をうけた市町村は都道府県知事の認可をうけて必須共済事業について共済事業を行うことができる。

市町村に事業の移譲を申出するには政府原案は総会の特別議決組合員が二分の一以上出席して三分の二以上の賛成によるによらねばならないことになつていてこれを総代会の特別議決とする（衆議院修正）。

六、掛金徴収と共済金支払

1、米の事前売渡制度の概算金の一部を共済掛金にあてることができるようにする。

2、農林省の米実収高公表期日（十二月二十五日）を一ヵ月繰上げ、共済金を年内に支払いできるようにする。

3、概算払は従来九割以上の被害にたいして行つていたが、この概算払のできる被害の範囲をひろげる。

七、監督

行政庁の監督を強化し、従来は検査の結果違反の事実が判明すれば必要な措置命令を発し、さらにこれに違反した場合役員の全部又は一部の改選を命ずることができたが、こんどは、予め検査を行うことなく、業務の執行方法の変更その他監督上必要な命令をし、これに違反した場合は役員の改選を命ずることができるよう改められる（衆議院修正）。

右の必要措置命令や監督命令に違反した団体の役員等を一万円以下の過料に処せられる（衆議院修正）。

組合員が行政庁に対し共済団体の検査を請求する場合は、現行法では組合員の十分の一以上の同意を得なければならないことになつてゐるが、これを二十分の一以上の同意で請求することができるのこととする（衆議院修正）。

今回の政府原案は、最初の農林省原案よりもはるかに後退したもので、農林省原案につた、①無事戻制度の充実、②低被害組合の事業中止、③共済組合の申出による一般的な市町村への事業移譲農業保険監察官の設置な

はいすれも自民党の反対にあつて日の目をみないことになつた。右の自民党の反対が主として、保守的な組合ボスの意向を反映していることはいうまでもない。

(参考)

農業災害補償法の一部を改正する

法律に対する附帯決議（衆議院）

農業災害補償制度のたてなおしは長きにわたる懸案であり、法の改正に対する農民の期待は絶大である。

よつて政府は改正後における本制度をして再び既往の失態を繰返しめず、運用の全きを得て、農業生産力の確保と農家経営の安定のため大いに貢献せしめることとなるよう左記各項の実行につきいかんなきを期すべきである。

記

一、農作物共済の基準収量の低すぎること又は実収量との差が大きすぎることが、この制度の円滑な運営を阻害する最大の原因となつていると認められるのでこのさい災害なりせば反収を加味してこれを改訂する等、実態に合致した基準収量の確立に努めること。

二、農作物その他の損害の評価については、国の統計調査機構が農業共済団体の行う損害評価に対し積極的且緊密に協力することとし、調査方法の統一農業共済団体の調査の精度の向上をはかること。

右により農業共済団体の調査した収穫量及び被害量を基準として、適正な共済金支払が実施できるか否かについては、本年度より直ちに実験を行い、将来この方式を確立し得るよう努めること。

三、無事戻制度について検討を加え、その整備

拡充をはかり、併せて共済の完全引受、掛け金の完全徴収について奨励措置を講ずること。

四、現行制度では九割以上の被害及び植付又は掃除の不能の場合に概算払いを行いうることとなつてはいるが、共済金の早期支払をさらに促進するため七割程度以上の被害の場合にも概算払いができるよう措置すること。

五、農業災害補償制度の運用に当るべき機構の複雑化を避けるため、農業共済組合連合会の事業不足金融資に関する制度を再検討すること。

六、大豆及びなたね等について国の再保険措置の途を拓くよう準備を進めること。

七、今後は共済掛金のみならず、事務費賦課金についても強制徴収を認めることとなるが賦課金の増嵩を防止するため、承認制を強化し農家負担の軽減に努めること。

八、農業共済団体の適正且つ効率的な事業運営を期するため行政庁の監督の強化刷新を図るはもちろん、最近における農業団体の非違事件の発生にかんがみ、これらに対する農林省の監督組織について、総合的な検討改善を加え、要すれば農林省設置法の改正を行い、監督行政の厳正なる運営を期する上に必要な措置を講ずること。

(三) 農業共済制度をさらに根本的に改正するためのわが党の態度

一、引受けの単位を一笔反建に改めることは土地の生産力に応じ、災害の実損に比例して共済金を支払うこととなり、より合理的であるが、将来はこれを農家単位とし、かつ収穫保険から所得保険に進めることが望ましい。

一筆単位を農家単位に改める場合補償限度を現行の三割以上に据置くときは共済金の支払をうける農家の数が減少するから少くともこれを二割以上に引上げる。

二、共済対象、災害の種類については暫く現状のままとするが、病虫害防除については国および地方公共団体の助成を強化する。

三、農業共済保険の加入方式は、相互共済の趣旨と保険事業運営の必要に従し強制加入の原則をくずさない。

四、災害の評価については、末端における評価を民主的ならしめ、かつその正確を期すとともに、その結果については最大限に尊重されるようしなければならぬ。評価は農民によつて民主的に選出された評価委員会が国および市町村農業団体の統計調査員の協力のもとに実施し、右の評価の結果はこれを公表し、さらに評価委員会に対し異議申立の途をひらく、市町村間および都道府

県間の均衡をはかるための調整はそれぞれの段階において市町村評価委員代表を参加せしめ、国の統計調査機関の抜取り調査もとづいて行うが、その方法は一律削減とし、削減の割合は一定の範囲にとどめる。五、農作物の共済金額について今回の改正は七割、五割、三割、二割、の四種について共済区域毎に選択せしめることになつてゐるが、あまりに少い共済金額を選択せしめることは災害補償の効果を少からしめ、ひいては共済制度の存在意義を疑わしめる危険があるので、最高を八割に引上げるとともに、最低も低被害地域に対する特別措置の見合において引上げる。

共済金の支払を迅速化するとともに概算払制度を一般化し、市町村における被害評価に基き共済金支払予定額の少くも五割を

収穫直後支払いうよう措置する。

六、共済掛金の国庫負担割合は、超異常災害の部分のほか異災害についてもこれを全額国庫負担とし、通常災害については二分の一を国庫負担とする。

共済団体の事務費は全額国庫負担とし、組合員にたいして賦課金は徴収しない。

共済掛金率を決定する危険階級区分の設定は、旧市町村をさらにその実態に即いで報告する。

III 電気設備の復元に対する党の態度

戦前、國家総動員法の成立と前後して、旧日発、旧電気会社に出資または譲渡された電気設備復元運動は、通産省が今国会に提出を予定している電気事業法案と平行して、相当活潑に進められている。この問題に対しても、政策審議会の基幹産業社会化調査特別委員会が中心となつて検討した結果、反対の態度を決定し、二月七日の部長、主査会議でも承認を得たので、電気事業復元運動についてのこれまでの経緯と、決定した党の正式態度を報告する。

電気事業の公営復元に対する党の態度

一、電気設備復元問題の経緯

昭和十三年国家総動員法の成立と前後して同年三月電力管理法および日本発送電株式会社法の成立をみ、さらに十六年七月、配電統

きるだけ多くの区域に区分できるようにする。

七、共済事業の主体は、共済事業の国家補償的性格を強化することにより共済組合共済組合連合会から漸次市町村都道府県に移す方針のもとに、すべての共済組合について総会もしくは総代会が議決すれば、市町村にその事業を移すことが出来るようにする。この場合市町村は一定の条件を備えているかぎり拒否できないものとする。

八、共済事業の適正な執行と役職員の不正行為を絶滅するため共済掛金額、共済金支払額、基準数量ならびに損害評価額について都道府県別、市町村別、農家別にそれぞれ公表せしめ異議申立て制度とあわせてさらに実効あるものとする。

また共済団体に対する行政監査を強化する。

九、低被害地域対策として無事戻制度の実施または料金の事後調整を行うこととし、その場合組合員の負担増加とならぬよう、土地改良、病虫害防除等技術の発達と普及による災害の自然減少にもとづく剰余金を確保する措置を講ずるとともに、共済の完全引受、掛金の完全徴収にたいする奨励措置の一環として国の助成支出を考慮する。

制令の公布を経て、昭和十四年から十八年にわたる間、関係会社数四〇〇余、当時の価格で五〇数億に上る電気事業および設備が日発または九配電会社に出資または譲渡された。これらの組合は旧日発、旧配電統制令によつて行われたが、このほか政府指導によつて行われたものも若干ある。

昭和二十三年二月、旧日発および九配電会社が過度経済力集中排除に指定されたのを発端とし、電気事業再編成の一環として復元問題が取扱われるようになった。

このとき復元要求してきたものは公営のほか、新たに自家発が加わり、京都、大阪等をはじめ大都市は配電事業を、昭和電工、信越化成、日本鉱業等の電気化学会社や鉱山会社は水力発電設備の返還を要求してきた。これら

の要求の共通の言分は、「電力再編成は、国家管理の廃止であり、統合時の強制出資は、当時の戦時経済における電力動員方式としての国家管理機構形成の手段としてのみ妥当したのにすぎず、今日の自由経済下、しかも私営電気事業方式においては、このような強制出資の目的は失われたので当然返還されるべきである」というのである。

このほか旧公営の独自の理由としては

1、民主的議会の監督下にある都道府県が最も民主的運営を可能とし、又逆にその運営により民主的な地方政治の肉づけができる。

2、公営より、営利性を排除し、公共の福祉にかなつた公益事業が行われる。

二、復元に関する政府のこれ迄の措置

1、昭和二十三年四月発足した電気事業民主化委員会が、十月行つた答申では再編成案としては現状維持的であり、従つて復元については何ら触れていなかつた。

2、昭和二十四年六月設置された電気事業再編成審議会は、関係各方面から復元の要望を聴取し、二十五年二月「自家用発電所返還に関する意見」を発表し、公益事業委員会に問題を委ねた。

この意見の要旨は、復元問題は極めて重要である。しかし本審議会が短時日の中に結論をだすことは困難であるから新委員会に委ねるべきであるが、例外として信越化学の志久見川第一および第二の両発電所の返還は、出資当時の事情および返還による影響が少ないので返還が妥当であるということであった。

3、昭和二十五年十月政府はボソダム政令の形で、電気事業再編成令を公布したが、本令には復元については何等の規定がなく、本令とともに公布した公益事業令によつて発足した公益事業委員会が翌二十六年一月持株会社整理委員会から、再編成に関する一切の権限の委譲を受けるとともに、「電気事業の再編成の推進に関する基本方針に關する声明」を行つた。

これによると委員会は、発電設備その他の資産を九つの新会社にのみ配分する権限を有するもので、これらの資産を新会社以外のものへ譲渡する権限は持たず、復元は徒らに混乱を醸成する旨を述べ、これらの譲渡の件については再編成後に新会社と旧所有者とが協議すべき旨を明らかにした。

4、講和条約発効直後の二十七年六月自由党の議員提案による「電気設備等の復元に関する法律案」が十三国会に提出されて継続審議となつたが、十四国会は開会初頭解散第十五国会には提出されず、改めて第十六国会に同巧異曲の法案が出されたが、これも審議未了となつて今日に至つてゐる。

三、公納金問題

1、電力管理法および配電統制令による強制出資または譲渡が行われた際、被統合者のうち、地方公共団体に対しては、統合の対価として有価証券または金錢が支払われたほか、公益電気事業の収益が從来公共団体の一般財政に少からず寄与していた事実にかんがみ、配電会社成立の日から十年間を限度として、年々配電会社が當該地方公共団体に対しても一定の算式により算定した金額を公納金として支払うこととし、同時にこの公納金は配電会社の納付する法人税で軽減を受けることとした。

2、公納金の支払義務は新電力会社に承継されたのであるが、昭和二十七年三月、十年間の公納金支払期間が終了したとき、公益企業令の一部改正が議員立法をもつて行われ、公納支払義務は「復元に関する立法措置が為されるまでの期間」延長された。なおこの際公納金相当の法人税軽減については延長の措置は講ぜられなかつた。「参考資料

四、復元に対する地方公共団体の主張

1、現在わが国四十六都道府県のうち、三十都道府県が公営発電事業を営み、また営もうとしている。そしてこれら公営電気の供給力がわが国電気事業の供給力に占める割合は、次第に重くなりつつある。(全発電量九〇〇万KWのうち約三〇万KWで大体

(3%)

2、しかるに現行法上、電気事業は九電力会社の独占事業であり、公営発電の発生電力はすべて各電力会社に一括卸売することが事業許可の条件とされている。このため河川統制あるいは地域総合開発の一環として電源を開発し、その発生電力を地方産業の振興、公共の利便のために供給しようとする公営電気事業本来の存立目的は全く達せられないという極めて不合理な現状にある。

3、しかも、発生電力を電力会社へ一括売渡す際の電気料金は、買い叩かれて不利な条件で売渡しに応じなければならないという実情にある。

4、したがつて自治庁のつぎの意見を電気事業法に規定し、公営復元を実現すべきである。

(1) 供給区域完全独占の廃止と地方公共団体による電気供給事業権の取得

(2) 地方公共団体による電気事業の買収
(ハ) 戦時中、強制統合せしめられた地方公団体の電気事業の復元

5、党の態度
元に反対する。

1、一般論として最近の電力の経済圏は電気技術の向上によつて著しく拡大され、現在の九電力会社による九分断ですらその矛盾はますますひどくなつてきていて。しかもこのように経済圏が拡大されてくると、同一の発電力で從来よりもより大きな需要に対しても供給が可能となるわけで、電気事業は細分化するよりもむしろ一元化してゆく方がより有利な経営ができるのである。さらに現在の電力の供給は、全国的な見

地にたつて自流式水力、貯水池式水力、補給火力、新鋭火力等雑多な種別の発電力をかみ合せ、これを全国的に融通するといふ構成のもとに運営されている現況からみてこれを分割することは、需給操作や融通操作、あるいは発電所の管理等の面よりみてもかえつて、可能の低下をまねくことになる。

2、配電設備の復元についても、現在の料金制を前提とした場合、人口密度の極めて高い、即ち需要の密集した都市においては、確かにある程度料金を下げができるであろうが、残された地域はそのシワ寄せであろうが、残された地域はそのシワ寄せをうけて料金を上げなければ採算とれなくなることは明らかである。

しかも電灯料金については低廉化、平均化が理想とされているのにも拘わらず、適正規模を単位とする均一料金制はくつがえされ、つぎの東京都と栃木県の例が示すようく地域別あるいは都市農村別の料金に著しい差異を生じ、社会政策上からみても、大きく相反することになる。(註1)

さらに、配電施設の復元は当然同一地域に重複した施設をもつことにならうし、管理機構なども増大するなど復元後に要する費用を考えてみると、電力原価は想定されているほど安くはないであろう。

3、公営電気設備の復元についても、高知県や宮崎県のような災害県であり、あまり富裕ではない地方公共団体に対しては返還して卸売事業を行わせててもそう大きく支障を來さぬではあろうが、これをきつかけとして電気化学会社や鉱山会社等の私企業の復元問題に波及し、公共事業を私企業に返還するという逆コースをたどることになる。

(参考資料参照)
4、党は経済建設五ヶ年計画のなかで電気事業については社会化することをうたい、将来の電気事業のあり方として発送電、配電の全国的・一元構想をもつてゐるが、復元による電気事業の細分化はこの基本政策に反する。

(註1)

昭和二十九年度実績(一力年)

東京都内
(二十三区)

栃木全県

(4) 公租公課(統合設備又は
事業からの電柱税、地租
等)

電配電柱一本当たり	七〇軒
電灯需要家数	七KWH(月平均)
軒当たり使用量	三・六KWH(月平均)

即ち

(1) 同一電灯電力を供給するのに栃木県は都内

の約七倍の電柱が必要となる。

(2) 同様の計算を所要電線について行うと、同一の電灯電力を売るのに栃木県は都内よりも約八倍の配電が必要となる。

(註2)

返還要求発電所(昭和二十七年七月現在)

揖斐川電気工業	一五、一〇〇KWH
日本鉱業	一三、七〇〇"
北越電化工業	一六、一〇〇"
神岡鉱業	二三、三〇〇"
電気化学工業	四五、〇〇〇"
昭和電工	一三七、七三〇"
信越化学工業	一二、〇〇〇"
住友共同電力	七〇、三〇〇"
計	三三三、二三〇"

参考資料

公納金の計算方式と支払実績

「配電統制令第三四条の規定に依る一定金額の支払に関する件」(昭和十八年通信省令)により定められている。

公益金受取者 別表に掲げる六二都道府

支 払 者 県市町村

支払義務発生の場合

控除額(B)が保証額(A)に満たない場合

A(保証額)

通信省令第七〇号別表に各

公共団体毎に規定されている額の九五%相当額

B(控除額) 每年四一三月までの次に掲げる公共団体の収入合計

(1) 株式からの配当

利子収入(統合対価原価に対する年四分の利子)

(2) 有価証券収入(譲渡対価

(3) 証券からの収入)

支 払 実 繢
昭 和 一 七
一一、七五九千円

公 営 電 気 事 業 者 統 合 概 況

統合事業者名	被統合方法				発電所最大変電所認可送電線路配電線路	出力(KW)(箇数)	出力(KVA)	亘長(KM)	亘長(KM)
	事業者数	出資	譲渡	その他					
北海道北東部陸西国州	5	—	5	2,235,157	834(3)	—	—	—	229
配電会社	16	16	—	71,440,934	51,101(49)	153,065	1,056.5	12,168	2,063
	9	6	3	57,224,504	10,661(7)	115,100	220	—	1,505
	36	22	14	19,675,863	8,010(21)	25,330	47	—	288
	4	1	3	14,663,804	13,430(7)	35,060	78.6	—	3,337
	12	3	9	274,035,875	20,943(18)	422,545	553	—	11,177
	11	1	10	63,802,354	35,537(21)	8,765	506	—	3,894
	2	1	1	13,121,700	9,533(14)	25,420	331	—	1,328
	12	—	12	4,472,705	843(8)	5,850	98	—	35,989
	107	50	57	520,672,896	150,892(148)	791,135	2,890.1	—	—
日本発送電	7	6	買収} 1	111,454,609 ⁹⁸	311,400(19)	87,750	281.7	—	—
合計	114	56	出資} 1	632,127,505 ⁹⁸	462,292(167)	878,885	3,171.8	—	35,989

一九	一七、五八五
二〇	四五、一九九
二一	四五、一九九
二二	四五、一九九
二三	三四、四三三
二四	一七、五二九
二五	二二一
二六	二四五、三六九
計	○

研 究

I アジアの経済技術協力

日本の経済構造について

—安芸皎一氏（東大教授）ヒアリング要旨—

電力鉄鋼にまた隘路が生じた。これを拡充しなければならないが、今日の状態でまだ不足だからと云つて、ふやすのがよいのだろうか。

エネルギー消費力が生活程度に比して異常に多い、日本の電力がどんなところに使われているかというと、①工業用資源—熱源、原料（水の电解）等に全体の二三%（業種別に当ると、硫安カーバイト、石灰ちつそ、合成繊維、アルミ、鉄鋼電気炉、砂鉄銅、亜鉛チタンなど、②動力用に使われるのは、製品コスト中一%以下、国際的に見ると、日本の電力附加価値は非常にひくく、ヨーロッパの三分の一（効率の悪い使い方）である。東北と北陸は、こうした工場が多いので、一番電力不足にならんでいる。なぜこうなつたか、豊富低廉な水力ということで、これを材料にした工業が発展した。これは今までには廉い電力が使えて採算がとれた。（流れ込み発電）しかし渴水期にはだめになる。また、今後需要がふえると、水の使用を多くするためダムの拡充、火力発電等をやる。そうすると、今までのよう、低コストではなくなる。

第一に石炭の生産性がひくいためのコスト高である。しかも今後、十七万、三十万K.W.の火力発電ができる。（これは熱効率がよい）そうなると、今までのよう、水主火從ではすまなくなる。今後火主水從とならざるを得ない。つまり、石炭の需要を恒常的ベースにもつていて、水力をピーク用に使う。（これは他国に比

しコスト高となる）これによつて、エネルギー産業のあり方もちがつて、たとへば、天然ガスやベンゾール系統も重視しなくてはならない。まず、合理的なエネルギーのあり方、石炭コストの引き下げ等を考えなくてはならない。どうか、英はガスター・ビン、西独では粉炭を水ポンプで上げるなど技術的にも苦心をしているが、スイスでは一番高いところから各国におくること、英国では海峡電線も考えている、欧洲共同市場でも資源交流を考えている。こうして安いエネルギーコストに努力している。アジアでも共同市場をつくらなくてはならない。農業でもアウタルキーではいけない。中国は水量大であるから、エネルギー量も大きい。セレベスのトバ湖も発電可能量大である。国連に基金をおいて、開発をやつしていくのも一方法である。また、そのためには技術者が非常に不足している。

これをいかに育成していくか、これも大きな問題である。そこまで、長期計画を策定するさいに、こうした日本の産業構造をどうやつて近代的に再編していくか、雇用の点からも、エネルギー問題から、充分に考えていかなくてはならない。

Ⅱ 地方の政治経済分析の方法論について

— 芹沢彪衛のヒヤリング要旨 —

まえがき

党的經濟五ヶ年計画においても、中央の計画が中心になり、計画実施の主体であるべき地方の計画については、おざなりにされている傾向があつた。更に地方選挙を二年後に控えている現在、地方の政治、經濟の分析は今後益々緊要になつて来る。そのため六月末には全国政策審議会会長会議を開き、地方経済政策立案の指針を討議することになつた。

芹沢氏のレクチャーアーはそのためになされたものである。

1、方法論の前提

(1) 資本主義のワク内における「方法」は難

かしい。誤ると資本主義經濟の強化に役立つことになる。

しかし現実には、選挙対策として、必要である。それ故、分析、対策は、あくまで党勢拡張に役立つものでなければならぬ。

(2) 基本方針としては、資本の蓄積に重点をおくと資本主義に役立つものになるから、勤労階級の生活を高めることに重点をおくべきである。資本主義のワク内にあつても社会主義のための準備を考える必要がある。

(3) 財政資金のうばいあいにならぬよう（保守のやり口は中央から資金をもらつてとう乞食根性をうえつけるのみ）県民自立の精神を確立する。

2、地方経済の分析の方法論

(1) それぞれ地方の殊異性をとらえることが第一に必要である。

県民所得に先づ目をつけると手がかりになる（生産と分配の関係がはつきりする）

(2) 地方自治体の規模は、經濟的流通関係で一応わけられるが、そうすると道州制が便利である。しかし当面は内務省復活となるので反対せざるを得ない。

(3) 生産構造と流通分配の流れを、県内及び県外における動きによつて分析を行うこと

A 産業流通

(1) 農産物の移出、農機具肥料の移入の価格差（シェーレ）——大工場は中央

で取引きをして、そのまゝ物の出入りとなつて賃金のほかは県を素通りしてしまう。電力も県外に流れてしまう場合がある。米は代金が県内に入る等

(2) 剩余価値の推計これがどれだけ中央に吸上げられるか、（工場純所得より原材料賃金等を差引いて出す）これら各方面から正しい推計を出していく

B 資金面では一短期長期資金の両面から(1) 地方銀行の預貯金がコール等通じて中央銀行や工場投資に吸上げられる——これらの資金を地方で使えるかどうか

(2) さらに、学校その他の建設資金を中央から集める又は大工場から出させることがある

(3) 郵便貯金が中央へ出る、反対に財政投触資のうち、いくらが当該地方に廻るかを検討する

(4) 農林中金その他も同様

中央財政（税収、間接税も含む）へ

の吸上げ、交付金で地方へ廻つてくる。最も安定した資金を地方に確保するやり方について

C 県民所得のさい、サービス業は二重計算ではないか。

3、その他、特に注意すべき事項

A 産業構造の問題

農工業商業の関連、工場が地方經濟と無関係の場合がある。工場がいかに地域的に結びつくか、また下請企業との関係など、地下資源と工場誘致の問題等

B 開発計画では、電力ダム建設などが終ると、そのまま資金も雇用も激減してしまることがある。

C 教育の問題、農村二、三男の問題等はとくに重要

D 特産物の産業—水産加工に苦心をして、よその資源でもつて発展した例、また反対の場合もある。大企業に依存しない中小企業、これをさがし出すことは重要

E 農業について
(1) 一町以上の農家が比較的に楽なら、とくに転落農の面倒を見るなどの対策が必要

(2) 多角的なもの、経農などは重要、静岡要

F 財政問題でとくに注意を要する点
(1) 社会保障その他で受けるべきところが受けていない。これの問題点をさがし出す

(2) 財政の使い方、ばらまき方に問題がある（農村ボス、汚職、浪費等）。また消費的用途に効率なく使うことも多い。北海道計画に対する批判は検討必要。財政は重点的計画的に使うべし。

III 金錢物品の寄附募集の

規制に関する法律要綱試案

日本社会党政審議会
地方行政部会

まえがき

地方自治体の財政が貧窮するにつれ、地方住民の上にかかる寄附金の額は、益々多くなつて来た。寄附金は、その性格が、大衆課税の要素が濃い。しかしながら、現実の問題として、地方財政が窮迫すると寄附金は有力な地方財源となる要素もある。こういう現状に対して、いかにして寄附金を抑制することを目的とする。

一、目的

この法律は金錢物品の募集につき、その活動を規整し、經理を公正にし、公租公課以外の住民の負担を抑制することを目的とする。

二、用語の意義

この法律で「募金」とは後援費、贊助費、分担金その他名称の如何を問わず、多数人の金錢物品又は財産上の権利の出損を促がす行為をいう。

三、募金の許可及び届出

(1) 募金を行おうとする者は、社会福祉事業法、厚生緊急保護法その他法令によるもの外条例の定めるところにより左に掲げる事項を記載した申請書を所在市町村長に提出し、その許可を受けなければならないもの

の茶、青森のリンゴなど、特産物農業
(1) 産児制限も重要
(2) 農業外所得の分析等に注意

(1) 出かせぎ通勤—雇用、人口の移動状況も調査する必要あり

(2) 農業外所得の分析等に注意

(1) 社会保障その他で受けるべきところが受けっていない。これの問題点をさがし出す

(2) 財政の使い方、ばらまき方に問題がある（農村ボス、汚職、浪費等）。また消費的用途に効率なく使うことも多い。北海道計画に対する批判は検討必要。財政は重点的計画的に使うべし。

とする。

一、募金責任者の氏名、職業、年令（法人

又は団体にあつては事務所の所在地、名称、代表者の氏名）

二、募金の目的及び方法

三、募金する金品の総額又は数量

四、募金の区域及び期間

五、募金従事者の住所、氏名、職業、年令
募金担当区域

六、募金に要する経費の概算

七、募集金品の管理及び処分方法

八、その他市町村条例の定める事項

(2) 政党及び政治団体（政治資金規制法による）はその政治活動に必要な資金の募集については許可を要しないものとする。

(3) 単に街頭に於て不特定多数の人につき募金するものについては届出を要するものとし許可を受ける必要がないものとする。

(4) 市町村長は公益に反し、住民の福祉を害すると認めるときは募金につき条件を付し又は募金の許可をしないことができるものとする。

四、寄附調整委員会

(1) 市町村は条例によつて募金の規整につき諮問機関として各種団体を代表する者、学識経験者等より成る「寄附調整委員会」をおくものとすること。

(2) 寄附調整委員会は市町村長の諮問に応じ募金の適否、許可の条件等につき意見をのべるものとすること。

(3) 寄附調整委員会の審議の内容は一般に公表するものとする。

五、募金を行う者の行為の制限

(1) 募金に際しては募金許可書又はその写を携帶し請求があつたときは呈示すること

(2) 募集金品等の割当をし又は寄附を強要にわたる行為をしないこと

(3) 募集した金品等は目的外に処分しないこと

六、その他市町村条例に定める事項

(1) 募金を行う者は条例で定めるところにより必要な帳簿書類を備え、募集金品の現在高その他の事項を明らかにしておかなければならぬ。

(2) 市町村長は必要があると認めるときは、募金関係書類の提出を命じ又は吏員をしてこれを調査させることができる。

(1) 募金を中心し又は終了したとき、又は募集した金品等の処分をしたときは募金を行う者は一定の期間内にその計算書を添えて市町村長に報告しなければならない（單に街頭募金を行うものも含む）

(2) 市町村長は募金計算書を公示しなければならない。

八、募金の停止

市町村長は募金を行う者が法令又は条例の規定に違反したときはその募金の停止を命ず

る等適当な措置をとることができるものとする。

九、国及び地方公共団体の職員である者はその職務に關連又はその公職の地位を利用して、他の団体又はこれに協力することができないものとすること。

一〇、罰則

許可を得ないで募金した者、許可の条件に違反した者、報告を怠り又は虚偽の報告をした者、及び募金につき禁ぜられた行為を行つた者には五万円以下の罰金を科することができるものとする。

一一、東京都について

都知事又は条例の定めるところにより委任された特別区の区長及び市町村長が市町村長の事務を行うものとする。

一二、施行期間

昭和三十二年六月一日から施行

一一七月号が出ました

第2号
△討論▽入江啓四郎・水口宏三
党と労組の問題――対談――
曾禰益・田中稔男
藤田若雄
木原実
岩井章・和田春生
細谷松太

不平等条約改廃の国民運動
勲労大衆をめぐる内外情勢
労働運動の當面するもの

価格 五〇円 送料八円
割引 A5判八〇頁
10部以上一括又は半年申込みは一括引、20部以上一括又は一年申込みは二割引

申込 東京都千代田区 永田町一ノ四
日本社会党月刊社会党係

月刊 社会 党

組合員活動家
必携の理論誌